

令和6年度第一回秋田県再犯防止推進計画策定委員会 議事要旨

1 開催日時

令和6年8月1日（木）15:00～17:00

2 開催場所

オンライン、701号室

3 出席者

北島委員、鈴木委員、金山委員、栗山委員、須田委員、藤原委員、富樫委員、
豊澤委員、藤田委員、
委員9名中9名出席（オンライン7名、会場2名）

4 事務局

秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課

5 議事等

（1）会長等選任

互選により、委員から会長及び副会長を選任。

（2）第二期秋田県再犯防止推進計画の概要と指標の推移について

事務局から、第二期秋田県再犯防止推進計画（概要）及び指標の推移について説明。

<第一期計画の分析と第二期計画への反映について>

【委員からの主な意見等】

- 秋田県の再犯者には高齢者が多いのでそもそも就労が難しい者が多い。そういったところの分析をしっかりとしていただきたい。
- 概要に載せたイメージ図が第一期計画と異なるが、対象が変わらないのであれば、必要に応じて修正すべきではないかと思う。
- イメージ図の内容が現実と異なっているように見受けられるので修正すべきだと思う。
- 就労について、高齢化はもちろんだが、障害者の就労がなぜ進まないのか、就労センターは活かされているのか等、そういった点も分析していただきたい。
- 検挙時に無職である者の割合や高齢者の割合などのデータをもっているのであれば示していただきたい。
- 秋田県には高齢者が多い他に、少年事件が減少していてその背景にはそもそもの少年人口の減少があること、そういった案件に対応する教員の理解が必要であること、また、労働人口が少ないからこそ再犯者の社会復帰が大事であること等、独自の問題が多数ある。そういった現状を分析し、第二期計画への反映をお願いしたい。
- 学生から「秋田県の計画はずさんだ」と指摘を受けたことがある。第一期計画が端から見てそういう印象であったことを考えて欲しい。
- これまでの協議会での報告等もあるので、第一期計画の分析はすぐできると思う。早急に分析結果を反映し、本委員から多くの意見を貰う機会を作るよう努めていただきたい。

【事務局】

- 第一期の分析については早急に分析結果をお知らせし、修正案を皆さんにお示しできるよう努める。

（３）第二期秋田県再犯防止推進計画の構成・取組の方向性について

事務局から、第二期秋田県再犯防止推進計画の構成・取組の方向性について説明。

<計画の対象者について>

【委員からの主な意見等】

- 再犯の防止等の推進に関する法律第二条と県の対象者の定義が異なっている。
- 「起訴猶予者」には、犯罪をしていないのに逮捕されて起訴猶予となる人も含んでいるので、「犯罪をした者等」と一括りにすべきではないのではないか。検察官が認定しても、裁判官が認定していないという状況を考えていただきたい。
- 「起訴猶予者」には嫌疑不十分となった者は含まない。「犯罪をした者等」は、検察官が罪を犯したと認定した者で起訴猶予となった者を想定していると思われる。ただ、処分保留釈放ということもあるので、計画上起訴猶予者という表現で足りるのかという疑問がある。
- 法律の範囲にこだわらず、新しい言葉を用いても良いのではないか。
- 「生きづらさを抱えている人」という捉え方が、行政に向けてもわかりやすいのではないか。
- 「生きづらさを抱えている人」に犯罪をした者を包含して扱えば、高齢者や知的障害者が自然とそこに含まれるのは良いことだが、罪を償った人が再就職をする場合、そこに特別な解釈を持ってもらえない等のリスクもあるため、つけるとすれば注釈で「そういった方には特別な支援を」と記載したら良いのではないか。

【事務局】

- 「計画の対象者」については、ご意見を参考にして、再度検討させていただきたい。

<市町村の役割等について>

【委員からの主な意見等】

- 国から県に情報が突然降りてくるように、県から市町村へもただ情報を丸投げしてしまうのでは市町村が困る。県として市町村には何をしてもらいたいのか、具体的な方針を示す必要があるのではないか。
- 社明運動や矯正展等へ多数の県民に参加していただいた中で、行政関係者にはもう少し参加していただく余地があったのではないかと感じる。刑務所を利用するなど、行政への広報活動に力を入れて欲しい。

【事務局】

- 市町村や他の団体の取組についても計画に載せても良いのではないかという内部での意見もあり、引き続き検討を進めていく。

（４）第二期再犯防止推進計画の策定スケジュールについて

事務局から、第二期再犯防止推進計画の策定スケジュールについて説明。

＜スケジュール管理について＞

【委員からの主な意見等】

- 本協議内容は再犯防止推進協議会委員にもフィードバックしていただきたい。
- スケジュール設定に無理があるのではないかと。現状認識の共有は早めをお願いしたい。
- 今回の内容は第二回の日程調整までには整理していただきたい。
- 意見を受けたり、会議を開かずにちょっとした協議を行ったりするため、メーリングリスト等を作成してはどうか。メールに対応していない委員には郵送で補足するなど、新しい意見が出た時点で共有する仕組みができないか。

（５）その他について

＜第二期計画の内容について＞

【委員からの主な意見等】

- 計画対象者のプライバシーが守られる項目がないことが気になっている。多くの人に協力していただくことが当事者の生きづらさにつながらないために、個人情報についての記載ができないか。
- 受け入れ先の確保、特に自立準備ホームの拡大については、計画の中で強調したい。他県で養護老人ホームを活用している例もある。秋田県でももう少し考えていただきたい。

＜保護観察所から報告＞

- 12月17日（火）に令和6年度東北ブロック再犯防止シンポジウムを開催する予定。詳細は調整中であるが、有識者による基調講演やパネルディスカッションを予定している。このシンポジウムは、県の市町村担当者会議及び研修を兼ねることとしている。
- 保護司が殺害される事件に関して、保護観察対象者が殺人容疑で逮捕されたことは、更生保護制度の根幹に関わる事案であると、大変重く受け止めている。保護観察所では、すべての保護司に対して不安なことがないか等の聞き取り調査を行っているほか、複数の保護司による担当や、保護観察官の直接処遇の強化、自宅以外の面接場所の確保、保護観察対象者のアセスメント強化などについて対策を講じている。面接場所の確保等においては、今後も自治体には協力を仰いでいくことになろうかと思うので、引き続きご理解ご協力をお願いしたい。

＜刑務所から報告＞

- 令和4年6月に刑法等の一部を改正する法律が成立し、懲役刑と禁固刑が廃止され「拘禁刑」に一本化される。これまでは刑法上作業は義務とされていたが、意味合いが変わり、受刑者の特性に応じた作業や改善指導を行うこととなった。現在は個人の特性の分析等に試行的に取り組んでいる状況で、実際には令和7年6月1日より開始する予定。個人の性格アセスメントは心理の専門官が行い、情報は内部でのみの共有となる。
- 「被害者等の心情等の聴取・伝達制度」はすでに開始されているが、被害者の申し出によって被害者の思いや置かれている状況を受刑者に伝えて、受刑者の反応を被害者に伝えるというものである。

＜その他＞

- 美術大で「プリズンサークル」というドキュメンタリー映画の上映があった。非常に参考になったので情報提供としてお伝えする。

- 映画上映のような、新しい試みを秋田県でもできないか。たとえば県内のテレビで放映する、監督を呼んでトークショー開催する等、これまでしてこなかった取組は、マスコミも丁寧に報道してくれるのではないかと思いますので、是非検討していただきたい。
- 国の持っている矯正に係るデータが関係機関で共有できるよう、県から意見を上げてはどうか。

6 閉会

以 上